

広島県環境審議会における会長等不在時の取扱いについて（案）

1 趣旨

本件は、審議会委員の任期開始の日から最初の審議会が開催される日までの間、会長、会長代理、部会長及び部会委員が不在となる期間（以下「会長等不在時」という。）が生じた場合、この間の円滑な審議運営に支障を来たさぬよう、広島県環境審議会条例第9条の規定に基づき、審議会の運営に関して必要な事項を定めるものである。

2 会長等不在時の取扱い

(1) 会長について

会長は、前会長が務める。前会長が審議会委員を退任する場合は、前会長が指名する委員が務める。

(2) 会長代理、部会長及び部会委員について

会長代理、部会長及び部会委員は、その前任者が務める。前任者が審議会委員を退任する場合は、前会長が指名する委員が務める。

広島県環境審議会条例<抜粋>

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 (略)

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じ、その所掌事務について、部門別又は地域別に部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によってこれを定める。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。